

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成21年11月16日

**【四半期会計期間】** 第9期第2四半期(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

**【会社名】** 株式会社ジーエヌアイ

**【英訳名】** GNI Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 取締役代表執行役社長兼CEO イン・ルオ

**【本店の所在の場所】** 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

**【電話番号】** 03-5326-3097

**【事務連絡者氏名】** 経営管理部 田中 忍

**【最寄りの連絡場所】** 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

**【電話番号】** 03-5326-3097

**【事務連絡者氏名】** 経営管理部 田中 忍

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 第2四半期 連結累計期間	第9期 第2四半期 連結累計期間	第8期 第2四半期 連結会計期間	第9期 第2四半期 連結会計期間	第8期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年9 月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年9 月30日	自 平成20年 7月1日 至 平成20年9 月30日	自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高 (千円)	128,924	59,152	85,821	33,710	204,346
経常損失 (千円)	627,952	295,870	291,384	149,518	972,665
四半期(当期)純損失 (千円)	868,510	302,470	436,862	150,265	1,366,385
純資産額 (千円)			1,666,117	807,866	1,123,476
総資産額 (千円)			1,905,122	887,866	1,238,333
1株当たり純資産額 (円)			22.49	10.65	15.15
1株当たり四半期 (当期)純損失金額 (円)	12.12	4.08	6.03	2.03	18.76
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)			87.4	88.8	90.6
営業活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	526,081	165,427			942,814
投資活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	176,715	24,117			177,136
財務活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	59,539	12,540			46,999
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)			872,492	280,020	450,292
従業員数 (人)			113	59	73

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	59(3)
---------	-------

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含みます。）の当第2四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 当第2四半期連結会計期間において、従業員数が5名減少しておりますが、この減少は連結子会社において事業再編を行ったことによります。

### (2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	5
---------	---

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。）を記載しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当社グループの業務は業務の性質上、生産として把握することが困難であるため、記載を省略しております。

#### (2) 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、受注状況の記載はしていません。

#### (3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績は次のとおりであります。

	金額 (千円)	前年同四半期比 (%)
研究開発収入等	33,710	60.7
合計	33,710	60.7

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
Eli Lilly and Company	12,703	14.8	10,557	31.3
Guanzhou Dashan Import&Export Co., Ltd	31,530	36.7		

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、『第5 [経理の状況] 1 [四半期連結財務諸表] [継続企業の前提に関する事項]』に記載のとおり、当社グループは、創薬ベンチャーとして複数の創薬候補化合物 (F647、F351、F1013) をパイプラインに持ち、中国で臨床試験と上市に向けた活動を行い、新薬の臨床上の安全性と有効性の検証を確立した後に日本や欧米に展開することを目的として事業活動を行っております。しかしながら、創薬の上市に関しては、同一主成分で同一治療対象の薬剤が日本で承認されたとしても、中国政府の承認に際し必ずしも100%認可されるという保証はありません。

また、創薬ベンチャーという性質上、研究開発事業には多額の費用を要し、また投資資金の回収も他の産業と比較して相対的に長期に及ぶため、ベンチャー企業が当該事業に取り組む場合は、一般的にキャッシュ・フローのマイナスが先行する必然性があります。当社グループも創業以来継続的に営業損失を計上しており、当第2四半期連結会計期間は153,046千円の営業損失を計上いたしました。営業活動によるキャッシュ・フローも継続的にマイナスとなっており、67,912千円のキャッシュ・フローの減少となっております。

上記の事象から、当社グループには、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

### 3 【経営上の重要な契約等】

#### (1)当社が技術援助を受けている契約

契約会社名	相手方の名称	契約品目	契約内容	契約期間
Shanghai Genomics, Inc.	Shanghai Jin Gui Science & Technology Company	技術	ジペプチドとアポトーシス阻害剤を提供	平成21年6月1日～平成21年12月1日

#### (2)当社が技術援助を与えている契約

契約会社名	相手方の名称	契約品目	契約内容	契約期間
Shanghai Genomics, Inc.	China Novartis Institutes for BioMedical Research Co., Ltd.	サービスと材料	生産施設と蛋白質 cMet-Y1230HとcMet-K1244Rを提供	平成21年7月13日～平成22年1月15日
Shanghai Genomics, Inc.	Lilly Singapore Centre for Drug Discover Pte Ltd.	技術	安定細胞株とpSLIKシステムを提供	平成21年8月21日～平成21年12月31日
Shanghai Genomics, Inc.	Lilly Singapore Centre for Drug Discover Pte Ltd.	技術	SMYD2細胞株を提供	平成21年6月17日～平成21年11月18日

### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営成績の分析

当社グループは医薬品開発を行う企業として成長を遂げるため、現在保有する創薬候補物の治験を着実に進めて行くことを重要な経営課題としています。既に中国において治療薬F647が特発性肺線維症（IPF）並びに放射線性肺炎（RP）という2つの適応症で、それぞれ第2相臨床試験を終了しました。IPF治療薬F647は、中国国家食品薬品监督管理局（SFDA）との協議を経て、早期条件付承認を得るべく第3相臨床試験を凍結し、現在新薬承認申請を準備中です。RP治療薬F647も良好な臨床試験の結果を受け、さらなる有効性と安全性を確かめるために第3相臨床試験を計画しています。新たな適応症として、中国において急性肺損傷治療用に関する重要な特許権が承認されました。一方、肝線維症治療薬F351については、引き続き第1相臨床試験を行っており、それが終われば第2相臨床試験へと進む予定です。ウイルス性肝炎・急性肝不全治療薬F1013は、米国EpiCept社で開発され、米国、中国その他主要地域での特許を取得しています。当社は、アジア、豪州およびニュージーランドにおいてF1013の開発を行う権利を得、中国で前臨床試験を始めております。

また、当社グループでは前四半期に引き続き平成21年1月23日の取締役会において策定した新経営計画に基づき、経営資源をF647とF351の臨床試験及びF647の製造・販売の準備に集中させ、グループ一体となって販売費及び一般管理費削減に取り組み、支出を抑制してまいりました。

上記の結果、当第2四半期連結会計期間の売上高は、前年同四半期より52,110千円減少し、33,710千円、営業損失は、前年同四半期より142,660千円減少し、153,046千円、経常損失は、前年同四半期より141,865千円減少し、149,518千円となりました。四半期純損失は、特別損失として主に事業再編損を448千円計上しましたが、前年同四半期より286,596千円減少し、150,265千円となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べて350,467千円減少し、887,866千円となりました。負債は、前連結会計年度末に比べて34,857千円減少し、79,999千円となりました。純資産は、前連結会計年度末に比べて315,609千円減少し、807,866千円となりました。総資産及び純資産の減少は、主に当第2四半期連結累計期間において、302,470千円の四半期純損失を計上したことによります。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間において、営業活動により減少した資金は67,912千円（前年同四半期比73.3%減）となりました。主要な減少項目は税金等調整前四半期純損失149,962千円であり、主要な増加項目は、のれん償却額39,524千円、その他の流動資産の減少21,508千円であります。

財務活動による資金の減少は、6,270千円（前年同四半期は65,855千円の増加）となりました。これは長期借入金の返済6,270千円によるものであります。

この結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、第1四半期連結会計期間末に比べ86,890千円減少し280,020千円となりました。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

## (5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の研究開発費の総額は37,390千円であります。

また、当第2四半期連結会計期間における研究開発活動の状況の重要な変更は、次のとおりであります。

### （臨床開発）

当社グループは、中国において、F647（肺線維症治療薬）の第2相臨床試験を行っており、当第1四半期連結会計期間において、F647の2つの適応症のうちの1つである、特発性肺線維症（IPF）の病勢進行抑制に有効であるという結果を得ることができましたが、当第2四半期連結会計期間において、新たな適応症として、中国において急性肺損傷治療用に関する重要な特許権が承認されました。

(6) 事業継続の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他当社グループの経営に重要な影響を及ぼす事象（重要事象等）の分析・検討内容及び、当該重要事象等を解消または改善するための対応策

当社グループは、創薬ベンチャーとして複数の創薬候補化合物（F647、F351、F1013）をパイプラインに持ち、中国で臨床試験と上市に向けた活動を行い、新薬の臨床上の安全性と有効性の検証を確立した後に日本や欧米に展開することを目的として事業活動を行っております。しかしながら、創薬の上市に関しては、同一主成分で同一治療対象の薬剤が日本で承認されたとしても、中国政府の承認に際し必ずしも100%認可されるという保証はありません。

また、創薬ベンチャーという性質上、研究開発事業には多額の費用を要し、また投資資金の回収も他の産業と比較して相対的に長期に及ぶため、ベンチャー企業が当該事業に取り組む場合は、一般的にキャッシュ・フローのマイナスが先行する必然性があります。当社グループも創業以来継続的に営業損失を計上しており、当第2四半期連結会計期間は153,046千円の営業損失を計上いたしました。営業活動によるキャッシュ・フローも継続的にマイナスとなっており、67,912千円のキャッシュ・フローの減少となっております。

上記の事象から、当社グループには、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。当社グループは当該状況を解消すべく、平成21年1月23日の取締役会において新経営計画を策定し、計画を達成できるように、業務の効率化を図っております。策定した新経営計画は経営資源をF647とF351の臨床試験及びF647の製造・販売の準備に集中させることを目的にしております。当第2四半期連結累計期間における新経営計画の進捗状況は以下のとおりであります。

当社グループは、前連結会計年度に引き続き人員を削減いたしました。Shanghai Genomics, Inc.においては、前連結会計年度末に在籍していた66名の従業員を、当第2四半期連結会計期間末において59名まで減少させております。また前連結会計年度に就任していた12名の取締役及び監査役は、定時株主総会で委員会設置会社に移行したことに伴い6名まで減少しております。

当社グループは、人件費以外の販売費及び一般管理費も削減いたしました。当社は、平成21年3月に、新しい事務所に移転したことで、賃料を削減させております。また当社グループは、事業規模の縮小に伴い、委託先を変更したことで顧問報酬や専門家報酬を削減させております。

これらの結果、前第2四半期連結累計期間に計上した営業損失608,411千円は、当第2四半期連結累計期間において303,759千円まで大幅に削減いたしました。また前第2四半期連結累計期間に支出した営業キャッシュ・フロー526,081千円も、当第2四半期連結累計期間において165,427千円まで大幅に削減いたしました。

当社グループは、新経営計画を達成できるように、引き続きグループ一体となって経費削減に取り組み、支出を抑制しております。これらの施策により、当第2四半期連結会計期間末から1年超の必要資金を賄う体制にいたします。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。



## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	243,527,000
計	243,527,000

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年11月16日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	74,068,831	74,068,831	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は1,000株であり ます。
計	74,068,831	74,068,831		

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成15年6月19日臨時株主総会決議および平成15年6月19日取締役会決議（第1回新株予約権）

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	500(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4.732
新株予約権の行使期間	自平成17年6月20日 至平成24年3月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4.732 資本組入額 2.366
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社、当社の子会社または当社の関係会社(Gene Networks, Inc.を含む。)の取締役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当該地位を失った後も3ヶ月(身体または精神の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該地位を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成14年3月1日の1年後の応当日の翌日において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を継承するときを除く)、( )当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成16年7月12日取締役会決議（第5回新株予約権プランB）

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	5(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55 資本組入額 27.5
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成17年6月13日取締役会決議（第5回新株予約権プランF）

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	98(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	98,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	110
新株予約権の行使期間	優遇税制適用の場合 自平成19年6月28日 至平成26年6月29日  優遇税制適用外の場合 自平成18年6月28日 至平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110 資本組入額 55
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

## 平成17年6月30日定時株主総会決議および平成17年10月20日取締役会決議（第6回新株予約権プランB）

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	20(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	110
新株予約権の行使期間	自平成19年10月21日 至平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110 資本組入額 55
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成17年11月21日取締役会決議（第6回新株予約権プランC）

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	20(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	110
新株予約権の行使期間	自平成19年11月22日 至平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110 資本組入額 55
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成18年1月20日取締役会決議（第6回新株予約権プランD）

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	500(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140
新株予約権の行使期間	自平成19年1月21日 至平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成18年4月19日取締役会決議（第6回新株予約権プランE）

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	12(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140
新株予約権の行使期間	自平成19年4月20日 至平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。



会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議（第15回新株予約権）

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	4(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140
新株予約権の行使期間	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社もしくは関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。ただし、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年3月16日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、又は( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年3月13日取締役会決議（第20回新株予約権）

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	14(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	220
新株予約権の行使期間	自平成21年3月14日 至平成28年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 220 資本組入額 110
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社もしくは関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。ただし、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成19年1月22日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、又は( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成20年6月24日定時株主総会決議および平成20年7月22日取締役会決議（第24回新株予約権）

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	280(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	280,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35
新株予約権の行使期間	自平成22年8月7日 至平成30年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35 資本組入額 17.5
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役、監査役もしくは従業員、当社の子会社もしくは関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位(以下「行使資格」という)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。ただし、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間)に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、その後も新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成20年6月24日定時株主総会決議および平成20年11月20日取締役会決議（第25回新株予約権）

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	30(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	9
新株予約権の行使期間	自平成21年11月21日 至平成30年11月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 9 資本組入額 4.5
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

( )当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転契約が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く)、( )当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、又は( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、下記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先の地位にあることを要する。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成20年6月24日定時株主総会決議および平成20年12月19日取締役会決議（第26回新株予約権）

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	50(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10
新株予約権の行使期間	自平成21年12月20日 至平成30年12月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10 資本組入額 5
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

( )当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転契約が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く)、( )当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、又は( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、下記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先の地位にあることを要する。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成21年6月17日定時株主総会決議および平成21年6月22日取締役会決議（第27回新株予約権）

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	2,780(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,780,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34
新株予約権の行使期間	自平成23年6月23日 至平成32年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34 資本組入額 17
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

( )当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、( )当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役、監査役若しくは従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間)に限り、新株予約権を行使することができる。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、その後も新株予約権を行使することが出来る。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成21年6月17日定時株主総会決議および平成21年6月22日取締役会決議（第28回新株予約権）

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	490(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	490,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34
新株予約権の行使期間	自平成22年6月23日 至平成31年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34 資本組入額 17
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

( )当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当時に於いて、当社又は当社子会社の従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時に於いて、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

新株予約権の割当時に於いて、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先であった新株予約権者は、新株予約権の行使時に於いて、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先の地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成21年6月17日定時株主総会決議および平成21年6月22日取締役会決議（第29回新株予約権）

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	610(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	610,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34
新株予約権の行使期間	自平成22年6月23日 至平成31年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34 資本組入額 17
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

( ) (x) 当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は(y) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、いずれの場合でも、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、(ii) 当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii) 当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の行使期間内において、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、2009年6月22日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当てを受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当てを受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。

新株予約権の割当時において、当社又は当社子会社の従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上的の障害により当該行使資格を失った場合には1年間)に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権の割当時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先の地位にあることを要する。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上的の障害により当該行使資格を失った場合には1年間)に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。



(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年9月30日	-	74,068	-	2,858	-	2,818

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
イン・ルオ	SHANGHAI P.R. CHINA	3,665	4.94
クリティカル・テクノロジー 号投資事業有限責任組合	東京都港区芝浦3丁目11-13	3,491	4.71
ジュン・ウー	SHANGHAI P.R. CHINA	2,370	3.19
バイオテック・ヘルスケア 号投資事業有限責任組合	東京都東京都千代田区東神田1丁目 2-8 赤塚ビル2階	1,620	2.18
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2丁目4-6	1,401	1.89
アイピーアールV-2号投資事 業組合	東京都中央区日本橋室町3丁目2-9 駒井ビ ル9階	1,273	1.71
村山 拓蔵	東京都港区	1,228	1.65
ジャフコV2共有投資事業有限 責任組合	東京都千代田区丸の内1丁目8-2 株式会社ジャフコ内	875	1.18
清 文香	東京都目黒区	840	1.13
上田 智佳	京都府京都市山科区	778	1.05
計		17,542	23.68

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 74,054,000	74,054	
単元未満株式	普通株式 13,831		
発行済株式総数	74,068,831		
総株主の議決権		74,054	

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が14,000株含まれております。「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数14個が含まれております。  
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には自己株式400株が含まれております。

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ジーエヌアイ	東京都新宿区西新宿三丁目7番1号	1,000		1,000	0.00
計		1,000		1,000	0.00

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	20	50	44	41	31	29
最低(円)	6	11	23	24	25	16

(注) 株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

(注) 当社は委員会設置会社であります。委員会体制につきましては、次のとおりであります。

指名委員会	監査委員会	報酬委員会
イン・ルオ	指輪 英明	リチャード・パーキンソン
指輪 英明	鈴木 勘一郎	片岡 隆志
ヤン・ホフラック	リチャード・パーキンソン	ヤン・ホフラック

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)は改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)は改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表については、あずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表については、明誠監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、第8期連結会計年度の連結財務諸表については、明誠監査法人による監査を受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	319,614	493,051
売掛金	87,626	111,186
たな卸資産	1 67,026	1 78,904
その他	22,167	40,746
貸倒引当金	2,586	3,328
流動資産合計	493,848	720,559
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備(純額)	1,567	1,956
機械及び装置(純額)	56,666	71,108
工具、器具及び備品(純額)	22,648	30,398
有形固定資産合計	2 80,882	2 103,463
無形固定資産		
のれん	280,629	359,677
ソフトウェア	2,223	3,604
その他	11,290	12,134
無形固定資産合計	294,142	375,416
投資その他の資産		
出資金	17,895	17,895
その他	1,098	20,998
投資その他の資産合計	18,993	38,893
固定資産合計	394,018	517,774
資産合計	887,866	1,238,333
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	18,893	21,250
1年内返済予定の長期借入金	25,080	25,080
未払金	3,959	14,477
未払費用	7,053	8,663
未払法人税等	2,162	1,316
その他	18,991	27,668
流動負債合計	76,139	98,457
固定負債		
長期借入金	3,860	16,400
固定負債合計	3,860	16,400
負債合計	79,999	114,857

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,858,258	2,858,258
資本剰余金	2,818,258	2,818,258
利益剰余金	4,857,267	4,554,796
自己株式	82	82
株主資本合計	819,167	1,121,638
評価・換算差額等		
為替換算調整勘定	30,544	263
評価・換算差額等合計	30,544	263
新株予約権	19,243	1,575
純資産合計	807,866	1,123,476
負債純資産合計	887,866	1,238,333

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
売上高	128,924	59,152
売上原価	127,663	59,487
売上総損失( )	1,261	335
販売費及び一般管理費	<sub>1</sub> 609,672	<sub>1</sub> 303,424
営業損失( )	608,411	303,759
営業外収益		
受取利息	1,769	440
為替差益	-	5,081
補助金収入	10,545	1,250
受取手数料	-	1,001
その他	376	768
営業外収益合計	12,691	8,543
営業外費用		
支払利息	1,902	630
資金調達費用	1,167	-
為替差損	26,810	-
その他	2,351	23
営業外費用合計	32,232	654
経常損失( )	627,952	295,870
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	522
新株予約権戻入益	-	414
固定資産売却益	-	473
特別利益合計	-	1,409
特別損失		
事業再編損	<sub>2</sub> 116,750	<sub>2</sub> 7,406
出資金評価損	<sub>4</sub> 122,555	-
特別損失合計	239,306	7,406
税金等調整前四半期純損失( )	867,259	301,865
法人税、住民税及び事業税	1,251	604
法人税等合計	1,251	604
四半期純損失( )	868,510	302,470

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
売上高	85,821	33,710
売上原価	84,203	28,000
売上総損失( )	1,617	5,709
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 297,324	<sup>1</sup> 158,756
営業損失( )	295,707	153,046
営業外収益		
受取利息	751	179
為替差益	-	3,549
補助金収入	10,545	-
その他	72	100
営業外収益合計	11,369	3,829
営業外費用		
支払利息	1,269	277
資金調達費用	1,167	-
為替差損	4,537	-
その他	70	23
営業外費用合計	7,046	301
経常損失( )	291,384	149,518
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	3
特別利益合計	-	3
特別損失		
事業再編損	<sup>2</sup> 22,296	<sup>2</sup> 448
出資金評価損	122,555	-
特別損失合計	144,852	448
税金等調整前四半期純損失( )	436,236	149,962
法人税、住民税及び事業税	625	302
法人税等合計	625	302
四半期純損失( )	436,862	150,265

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純損失( )	867,259	301,865
減価償却費	35,804	15,715
のれん償却額	79,048	79,048
賞与引当金の増減額( は減少)	7,828	-
受取利息	1,769	440
支払利息	1,902	630
為替差損益( は益)	14,452	4,216
事業再編損失	116,750	7,406
出資金評価損	122,555	-
有形固定資産売却損益( は益)	-	473
売上債権の増減額( は増加)	7,461	16,669
たな卸資産の増減額( は増加)	5,604	6,356
仕入債務の増減額( は減少)	12,810	751
その他の流動資産の増減額( は増加)	11,601	16,559
その他の流動負債の増減額( は減少)	17,746	15,384
その他	1,926	15,427
小計	497,282	156,885
利息の受取額	2,253	450
利息の支払額	1,892	616
事業再編による支出	26,758	6,958
法人税等の還付額	-	458
法人税等の支払額	2,401	1,876
営業活動によるキャッシュ・フロー	526,081	165,427
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の払戻による収入	200,000	-
有形固定資産の取得による支出	10,036	-
有形固定資産の売却による収入	-	4,217
無形固定資産の取得による支出	13,873	-
敷金の回収による収入	-	19,900
その他	625	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	176,715	24,117
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	12,540	12,540
株式の発行による収入	72,125	-
自己株式の取得による支出	46	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	59,539	12,540
現金及び現金同等物に係る換算差額	19,453	16,421
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	270,372	170,271
現金及び現金同等物の期首残高	1,142,865	450,292



(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 872,492	1 280,020

【継続企業の前提に関する事項】

当第2四半期連結会計期間  
(自 平成21年7月1日  
至 平成21年9月30日)

当社グループは、創薬ベンチャーとして複数の創薬候補化合物（F647、F351、F1013）をパイプラインに持ち、中国で臨床試験と上市に向けた活動を行い、新薬の臨床上の安全性と有効性の検証を確立した後に日本や欧米に展開することを目的として事業活動を行っております。しかしながら、創薬の上市に関しては、同一主成分で同一治療対象の薬剤が日本で承認されたとしても、中国政府の承認に際し必ずしも100%認可されるという保証はありません。

また、創薬ベンチャーという性質上、研究開発事業には多額の費用を要し、また投資資金の回収も他の産業と比較して相対的に長期に及ぶため、ベンチャー企業が当該事業に取り組む場合は、一般的にキャッシュ・フローのマイナスが先行する必然性があります。当社グループも創業以来継続的に営業損失を計上しており、当第2四半期連結会計期間は153,046千円の営業損失を計上いたしました。営業活動によるキャッシュ・フローも継続的にマイナスとなっており、67,912千円のキャッシュ・フローの減少となっております。

上記の事象から、当社グループには、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。当社グループは当該状況を解消すべく、平成21年1月23日の取締役会において新経営計画を策定し、計画を達成できるように、業務の効率化を図っております。策定した新経営計画は経営資源をF647とF351の臨床試験及びF647の製造・販売の準備に集中させることを目的にしております。当第2四半期連結累計期間における新経営計画の進捗状況は以下のとおりであります。

当社グループは、前連結会計年度に引き続き人員を削減いたしました。Shanghai Genomics, Inc.においては、前連結会計年度末に在籍していた66名の従業員を、当第2四半期連結会計期間末において59名まで減少させております。また前連結会計年度に就任していた12名の取締役及び監査役は、定時株主総会で委員会設置会社に移行したことに伴い16名まで減少しております。

当社グループは、人件費以外の販売費及び一般管理費も削減いたしました。当社は、平成21年3月に、新しい事務所に移転したことで、賃料を削減させております。また当社グループは、事業規模の縮小に伴い、委託先を変更したことで顧問報酬や専門家報酬を削減させております。

これらの結果、前第2四半期連結累計期間に計上した営業損失608,411千円は、当第2四半期連結累計期間において303,759千円まで大幅に削減いたしました。また前第2四半期連結累計期間に支出した営業キャッシュ・フロー526,081千円も、当第2四半期連結累計期間において165,427千円まで大幅に削減いたしました。

当社グループは、新経営計画を達成できるように、引き続きグループ一体となって経費削減に取り組み、支出を抑制してまいります。これらの施策により、当第2四半期連結会計期間末から1年超の必要資金を賄う体制にいたします。

しかし、これらの対応策を関係者との協議を重ねながら進めている途上であり、もし予定したスケジュールでF647が上市できなければ、投資が回収できず、資金も枯渇するため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在すると言えます。

なお、当社グループは上記のような対応策を実行中であるため、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

該当事項はありません。

【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書) 前第2四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「株式報酬費用」は重要性が増加したため、当第2四半期連結累計期間では区分掲記することとしました。なお、前第2四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「株式報酬費用」は192千円であります。

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)			
1	商品及び製品	17,317千円	1	商品及び製品	26,467千円
	仕掛品	17,324千円		仕掛品	14,728千円
	原材料及び貯蔵品	32,384千円		原材料及び貯蔵品	37,707千円
2	有形固定資産の減価償却累計額	174,448千円	2	有形固定資産の減価償却累計額	175,851千円

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)																																								
<p>1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">1,087千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">7,828千円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">153,975千円</td> </tr> </table> <p>2 事業再編損の主な内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">たな卸資産評価損</td> <td style="text-align: right;">3,290千円</td> </tr> <tr> <td>割増退職金</td> <td style="text-align: right;">20,000千円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">59,175千円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア評価損</td> <td style="text-align: right;">5,613千円</td> </tr> </table> <p>3 減損損失 当社は、当第2四半期連結累計期間において、事業再編により遊休化する以下の固定資産について減損損失を計上し、事業再編損に含めて表示しております。</p> <p>(1) 減損損失を認識した主な資産</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">場所</th> <th style="width: 15%;">用途</th> <th style="width: 55%;">種類</th> <th style="width: 20%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">福岡</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">遊休資産</td> <td>建物附属設備</td> <td style="text-align: right;">2,764千円</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">3,062千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td style="text-align: right;">1,265千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">東京</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">遊休資産</td> <td>建物附属設備</td> <td style="text-align: right;">6,329千円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">21,971千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td style="text-align: right;">23,783千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 資産のグルーピングの方法 原則として事業の種類別セグメント単位（単一）とし、遊休資産について個別物件単位でグルーピングしております。</p> <p>(3) 減損損失の認識に至った経緯 平成20年8月1日開催の取締役会において、当社グループの組織再編に関する方針を決議したことにより、創薬解析センターの閉鎖し、東京本社部門の縮小を実施中です。それに伴い遊休化する固定資産に対し、減損損失を計上いたしました。</p> <p>(4) 回収可能額の算定方法 上記資産については、回収可能性が認められないため帳簿価額を全額減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。</p> <p>4 出資金評価損 Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd. 122,555千円</p>	貸倒引当金繰入額	1,087千円	賞与引当金繰入額	7,828千円	研究開発費	153,975千円	たな卸資産評価損	3,290千円	割増退職金	20,000千円	減損損失	59,175千円	ソフトウェア評価損	5,613千円	場所	用途	種類	金額	福岡	遊休資産	建物附属設備	2,764千円	工具、器具及び備品	3,062千円	リース資産	1,265千円	東京	遊休資産	建物附属設備	6,329千円	ソフトウェア	21,971千円	リース資産	23,783千円	<p>1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">のれん償却額</td> <td style="text-align: right;">79,048千円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">66,240千円</td> </tr> </table> <p>2 事業再編損の主な内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">割増退職金</td> <td style="text-align: right;">7,406千円</td> </tr> </table>	のれん償却額	79,048千円	研究開発費	66,240千円	割増退職金	7,406千円
貸倒引当金繰入額	1,087千円																																								
賞与引当金繰入額	7,828千円																																								
研究開発費	153,975千円																																								
たな卸資産評価損	3,290千円																																								
割増退職金	20,000千円																																								
減損損失	59,175千円																																								
ソフトウェア評価損	5,613千円																																								
場所	用途	種類	金額																																						
福岡	遊休資産	建物附属設備	2,764千円																																						
		工具、器具及び備品	3,062千円																																						
		リース資産	1,265千円																																						
東京	遊休資産	建物附属設備	6,329千円																																						
		ソフトウェア	21,971千円																																						
		リース資産	23,783千円																																						
のれん償却額	79,048千円																																								
研究開発費	66,240千円																																								
割増退職金	7,406千円																																								

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)															
1	販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額 貸倒引当金繰入額 1,386千円 賞与引当金繰入額 202千円 研究開発費 65,791千円	1	販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額 のれん償却額 39,524千円 研究開発費 37,390千円														
2	事業再編損の主な内訳 減損損失 8,110千円 ソフトウェア評価損 5,613千円	2	事業再編損の主な内訳 割増退職金 448千円														
3	減損損失 当社は、当第2四半期連結会計期間において、事業再編により遊休化する以下の固定資産について追加で減損損失を計上し、事業再編損に含めて表示しております。 (1) 減損損失を認識した主な資産																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡</td> <td>遊休資産</td> <td>工具、器具及び備品</td> <td>551千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">東京</td> <td rowspan="2">遊休資産</td> <td>建物附属設備</td> <td>6,329千円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>1,229千円</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	金額	福岡	遊休資産	工具、器具及び備品	551千円	東京	遊休資産	建物附属設備	6,329千円	ソフトウェア	1,229千円		
場所	用途	種類	金額														
福岡	遊休資産	工具、器具及び備品	551千円														
東京	遊休資産	建物附属設備	6,329千円														
		ソフトウェア	1,229千円														
	(2) 資産のグルーピングの方法 原則として事業の種類別セグメント単位（単一）とし、遊休資産について個別物件単位でグルーピングしております。																
	(3) 減損損失の認識に至った経緯 平成20年8月1日開催の取締役会において、当社グループの組織再編に関する方針を決議したことにより、創薬解析センターの閉鎖し、東京本社部門の縮小を実施中です。それに伴い遊休化する固定資産に対し、減損損失を計上いたしました。																
	(4) 回収可能額の算定方法 上記資産については、回収可能性が認められないため帳簿価額を全額減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。																
4	出資金評価損 Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd. 122,555千円																

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 919,905千円	現金及び預金 319,614千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 47,412千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 39,593千円
現金及び現金同等物 872,492千円	現金及び現金同等物 280,020千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	74,068,831

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	1,400

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第2四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	普通株式	5,413,000	19,243
連結子会社	-	-	-
合計		5,413,000	19,243

(注) 目的となる株式の数のうち、新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していないものが、4,240,000株あります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当第2四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

当社及び連結子会社は、創薬事業会社として、同一セグメントに属する事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

当社及び連結子会社は、創薬事業会社として、同一セグメントに属する事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	日本 (千円)	中国 (千円)	米国 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	3,074	82,746		85,821		85,821
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		763	1,941	2,704	(2,704)	
計	3,074	83,510	1,941	88,525	(2,704)	85,821
営業利益 又は営業損失( )	153,771	145,163	91	298,843	3,136	295,707

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。  
2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域  
(1) 中国  
(2) 米国

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	日本 (千円)	中国 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	2,620	31,090	33,710		33,710
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,823	2,295	5,119	(5,119)	
計	5,444	33,386	38,830	(5,119)	33,710
営業損失( )	57,246	95,670	152,916	(130)	153,046

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。  
2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域  
中国  
3 前連結会計年度まで独立した区分としていた米国については、GNI USA, Inc.を前連結会計年度において清算したため、第1四半期連結累計期間より廃止しております。

前第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	日本 (千円)	中国 (千円)	米国 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	4,043	124,881		128,924		128,924
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		1,487	4,691	6,179	(6,179)	
計	4,043	126,368	4,691	135,103	(6,179)	128,924
営業利益 又は営業損失( )	340,172	274,526	139	614,559	6,147	608,411

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 中国

(2) 米国

当第2四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	日本 (千円)	中国 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	2,631	56,520	59,152		59,152
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	5,824	2,295	8,120	(8,120)	
計	8,456	58,816	67,272	(8,120)	59,152
営業損失( )	106,633	196,841	303,474	(284)	303,759

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

中国

3 前連結会計年度まで独立した区分としていた米国については、GNI USA, Inc.を前連結会計年度において清算したため、第1四半期連結累計期間より廃止しております。



【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	中国	東南アジア	米国	欧州	その他	計
海外売上高(千円)	54,184	12,353	5,608	8,717	2,061	82,927
連結売上高(千円)						85,821
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	63.1	14.4	6.5	10.2	2.4	96.6

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。  
2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域  
(1) 中国  
(2) 東南アジア・・・シンガポール  
(3) 米国  
(4) 欧州・・・オランダ、スイスなど  
(5) その他・・・イスラエル、台湾など  
3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

	中国	東南アジア	米国	欧州	その他	計
海外売上高(千円)	13,864	10,439	2,123	3,114	1,548	31,090
連結売上高(千円)						33,710
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	41.1	30.9	6.3	9.2	4.5	92.2

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。  
2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域  
(1) 中国  
(2) 東南アジア・・・シンガポール  
(3) 米国  
(4) 欧州・・・オランダ、スイスなど  
(5) その他・・・イスラエル、台湾、カナダなど  
3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	中国	東南アジア	米国	欧州	その他	計
海外売上高(千円)	81,183	15,171	9,712	17,009	2,061	125,139
連結売上高(千円)						128,924
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	63.0	11.8	7.5	13.2	1.6	97.1

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。  
2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域  
(1) 中国  
(2) 東南アジア・・・シンガポール  
(3) 米国  
(4) 欧州・・・オランダ、スイスなど  
(5) その他・・・イスラエル、台湾など  
3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当第2四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	中国	東南アジア	米国	欧州	その他	計
海外売上高(千円)	23,520	18,084	2,775	10,556	1,548	56,484
連結売上高(千円)						59,152
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	39.7	30.5	4.6	17.8	2.6	95.4

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。  
2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域  
(1) 中国  
(2) 東南アジア・・・シンガポール  
(3) 米国  
(4) 欧州・・・オランダ、スイスなど  
(5) その他・・・イスラエル、台湾、カナダなど  
3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

1 当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

ストック・オプションに係る販売費及び一般管理費の株式報酬費用 17,430千円

## 2 当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

会社名	提出会社 第27回
付与対象者の区分及び人数	取締役 6人
株式の種類別ストック・オプション付与数	普通株式 2,780,000株
付与日	平成21年7月7日
権利確定条件	<p>( )当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、( )当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役、監査役若しくは従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間)に限り、新株予約権を行使することができる。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、その後も新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。</p> <p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成23年6月23日から平成32年6月22日
権利行使価格	34円
付与日における公正な評価単価	32.21円

会社名	提出会社 第28回
付与対象者の区分及び人数	コンサルタント 5人
株式の種類別ストック・オプション付与数	普通株式 490,000株
付与日	平成21年7月7日
権利確定条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>( )当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は</p> <p>(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。</p> <p>新株予約権の割当時に於いて、当社又は当社子会社の従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時に於いて、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。</p> <p>新株予約権の割当時に於いて、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先であった新株予約権者は、新株予約権の行使時に於いて、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先の地位にあることを要する。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成22年6月23日から平成31年6月22日
権利行使価格	34円
付与日における公正な評価単価	32.21円

会社名	提出会社 第29回
付与対象者の区分及び人数	当社グループ従業員 13人
株式の種類別ストック・オプション付与数	普通株式 610,000株
付与日	平成21年7月7日
権利確定条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>( ) (x)当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は(y)当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、いずれの場合でも、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。</p> <p>新株予約権の行使期間内において、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、2009年6月22日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当てを受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当てを受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。</p> <p>新株予約権の割当て時において、当社又は当社子会社の従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間)に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権の割当て時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先の地位にあることを要する。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間)に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成22年6月23日から平成31年6月22日
権利行使価格	34円
付与日における公正な評価単価	32.21円

### 3 当第2四半期連結会計期間中に権利不行使による失効により利益として計上した金額

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 10円65銭	1株当たり純資産額 15円15銭

2 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額 12円12銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	1株当たり四半期純損失金額 4円08銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	868,510千円	302,470千円
普通株式に係る四半期純損失(千円)	868,510千円	302,470千円
普通株主に帰属しない金額(千万円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	71,646,394	74,067,431
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		新株予約権15種類(新株予約権の数5,413個) なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

第2 四半期連結会計期間

前第2 四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2 四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額 6円03銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	1株当たり四半期純損失金額 2円03銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第2 四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2 四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	436,862千円	150,265千円
普通株式に係る四半期純損失(千円)	436,862千円	150,265千円
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	72,403,579	74,067,431
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		新株予約権15種類(新株予約権の数5,413個) なお、新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前第2 四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
<p>重要な契約の解除(第三者割当による包括株式買取契約の解除)</p> <p>当社は、平成20年7月28日に、Evo Fundとの間で、包括株式買取契約を締結いたしました。平成20年10月21日に本契約を解除いたしました。</p> <p>(1)本契約を解除するに至った理由</p> <p>昨今の資本市場の情勢の急激な変化に伴いEvo Fundにおける投資方針に変更が生じたことを受け、両社間で慎重に検討した結果、これを解除することとなりました。なお、当社では新たな資金調達を検討中であります。</p> <p>(2)契約の内容</p> <p>平成20年8月1日から平成21年7月31日まで最大12回で最大で1,500百万円をEvo Fundに割り当てる契約でありました。</p> <p>(3)契約の解除が営業活動等へ及ぼす重要な影響</p> <p>当社では新たな資金調達を引き続き検討してまいります。しかし、それと同時に平成22年3月期に予定しているF647の上市まで、現在の現金及び預金残高919,905千円で事業活動を行っていくために、継続的なコスト削減を実施してまいります</p>

当第2 四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)  
及び  
前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っており、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高が前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められます。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び四半期末残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	減損損失 累計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
工具、器具 及び備品	70,564	39,804	12,501	18,257
ソフトウェア	13,235	6,728	4,609	1,897
合計	83,800	46,533	17,111	20,155

未経過リース料四半期末残高相当額

未経過リース料四半期末残高相当額

1年以内 29,576千円

1年超 8,067千円

合計 37,643千円

リース資産減損勘定四半期末残高 16,035千円

(注)上記リース資産減損勘定四半期末残高の他に、注記省略取引に係るリース資産減損勘定四半期末残高1,166千円を計上しております。

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、

支払利息相当額及び減損損失

(四半期連結累計期間)

支払リース料 15,572千円

リース資産減損勘定の取崩額 7,846千円

減価償却費相当額 13,805千円

支払利息相当額 1,770千円

減損損失 23,246千円

(注)上記減損損失の他に、注記省略取引に係る減損損失1,802千円を計上しております。

(四半期連結会計期間)

支払リース料 6,159千円

リース資産減損勘定の取崩額 7,846千円

減価償却費相当額 5,518千円

支払利息相当額 496千円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)及び当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

該当事項はありません。



## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月14日

株式会社ジーエヌアイ  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 市川 一郎 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 柴田 叙男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイ及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年10月21日にEvo Fundとの間で締結していた第三者割当による包括株式買取契約を解除した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月13日

株式会社ジーエヌアイ  
取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 武田 剛

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高尾 秀 四 郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成21年4月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイ及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追加情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は創業以来継続的に営業損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローも継続的にマイナスの状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。